

【中国】エネルギー法の制定

海外立法情報課 湯野 基生

* 2024年11月、エネルギー分野の基本法となる法律が制定され、再生可能エネルギーの優先、エネルギー供給の多角化、取引市場及び緊急対応体制の整備等に関する規定が整備された。

1 背景と経緯

中国は、世界最大のエネルギー生産国かつ消費国であり、近年、クリーンエネルギーを急速に拡大させている¹。習近平政権では、2015年から、電力の市場化を柱とする電力体制改革が開始し、同年から、習近平政権のエネルギー戦略等に即したエネルギー分野の基本法として、エネルギー法の制定作業が進められた²。2020年、脱炭素の達成目標が国内外に宣言され³、2021年から「新型電力システム」⁴の構築が開始された。これらを踏まえ、国務院で作成されたエネルギー法の草案が、2024年4月から全国人民代表大会常務委員会で審議され、同法は、同年11月8日に可決、公布され（中華人民共和国主席令第37号）、2025年1月1日に施行された⁵。

2 概要

(1) エネルギー政策の原則・方針、計画

本法は、国のエネルギーの安全の確保、経済社会におけるクリーンエネルギーへの転換、持続可能な発展等の促進、カーボンピーク・カーボンニュートラルの推進等のため制定される（第1条）。エネルギーに係る業務では、エネルギー安全新戦略⁶を実行し、節約優先、グリーン（環境保護重視の）発展等を堅持し、新型のエネルギー体制の構築を加速する（第3条）。また、省エネルギーの強化、浪費の防止（第4条）、エネルギーの供給構造及び消費構造の最適化、エネルギー（事業）のクリーン・低炭素の面での発展等（第5条）を推進し、エネルギーの市場体制（第6条）、備蓄制度と緊急対応⁷メカニズム（第7条）、規格（第8条）を整備し、イノベーション能力の形成を強化する（第9条）等の国の方針が示された。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年4月9日である。中国の法律の原文は、国家法律法規データベース（「国家法律法規数据库」<<https://flk.npc.gov.cn/index.html>>）から閲覧した。

¹ 例えば、中国のクリーンエネルギー（原子力及び再生可能エネルギー）による2023年の発電量（3.8兆kW）は、全発電量の39.7%を占め、2013年より約15ポイント増加した。「《中国的能源转型》白皮书」2024.8.29. 国务院新闻办公室 <<http://www.scio.gov.cn/gxzt/dtzt/2024zt/zgnyzxbps/>>

² 石少华「学习《能源法》，推进能源法研究」『中国能源报』2024.11.18. <https://paper.people.com.cn/zgnyb/pc/content/202411/18/content_30031058.html>

³ 2020年9月、習近平国家主席は、国連総会において、2030年までにカーボンピークを、2060年までにカーボンニュートラルを達成するという中国の脱炭素目標を発表した。

⁴ 中国語原文「新型电力系统」。クリーン、効率性、柔軟性、スマート等の特徴とする。「国家能源局组织发布《新型电力系统发展蓝皮书》」2023.6.2. 国家能源局 <https://www.nea.gov.cn/2023-06/02/c_1310724249.htm>

⁵ 「中华人民共和国能源法」2024年11月8日公布、2025年1月1日施行。同法は全9章80か条から成る。第1章：総則（第1条～第14条）、第2章：エネルギーの計画（第15条～第20条）、第3章：エネルギーの開発・利用（第21条～第39条）、第4章：エネルギーの市場体制（第40条～第46条）、第5章：エネルギーの備蓄及び緊急対応（第47条～第55条）、第6章：エネルギーのイノベーション（第56条～第62条）、第7章：監督・管理（第63条～第68条）、第8章：法的責任（第69条～第74条）、第9章：附則（第75条～第80条）。

⁶ 2014年から提唱され、エネルギーの消費、供給、技術、体制の面における革命的転換と国際協力を内容とする。

⁷ 中国語原文「应急」。突発事件対応法（「中华人民共和国突发事件应对法」2024年6月28日公布、2024年11月1日施行。中華人民共和国主席令第25号）第5章「緊急対応処置及び救援」等に関係規定がある。

計画について、エネルギー（事業）の発展の指導、規制等の役割を果たすエネルギー計画⁸を策定し、整備する（第15条）との国の方針を示し、エネルギー計画では、エネルギー（事業）の発展の目標、任務、重点等の内容が明確でなければならない（第18条）等とされた。

（2）エネルギーの開発

再生可能エネルギー（以下「再エネ」）を優先的に開発し、化石エネルギーを合理的に開発し、化石エネルギーの非化石エネルギーによる代替を推進する等の国の方針を示し（第22条）、国务院のエネルギー主管部門は、エネルギー消費に占める再エネの割合の最低目標を設定し、電力供給企業等は、再エネによる余剰発電分を引き受ける責任を担う（第23条）とされた。

発電方法については、風力、太陽光発電（第25条）、バイオマス発電、地熱利用等（第26条）を促進し、水力発電と生態系保護との両立（第24条）、原子力発電の安全な発展（第27条）、石炭の産業構造の改善、クリーンな利用（第28条）を推進し、シェールガス等の大規模開発を奨励し（第29条）、電力インフラのスマート化（第31条）、揚水発電所の建設（第32条）、水素エネルギーの開発利用（第33条）等を進める国の方針が示された。

（3）エネルギーの消費・供給

再エネグリーン電力証明書⁹の発行による消費促進メカニズムを推進し、再エネ等の優先的利用を奨励し（第34条）、需要側の管理を強化し、時間帯別価格等の制度を通じ、利用者が省エネルギー、効率的利用等を行うよう誘導し（第35条）、農村のエネルギー供給の能力及びサービス水準を向上させる（第38条）等の国の方針が示された。電力、ガス等の供給を担う企業に対し、供給の（法的根拠等のない）拒否・中断、恣意的な価格引上げ、違法な費用徴収等を禁じ（第36条）、エネルギーパイプライン網の運営企業は、その安全水準を高め、同網に接続する設備、製品等は、同網の安全上の基準を満たしていなければならない（第37条）とされた。

（4）エネルギーの市場体制

エネルギー分野において、独占運営に適した領域での独占企業による運営及び市場競争を認めた領域での多様な主体による市場参入を推進し（第41条）、社会主義市場経済体制に適し、製品のコスト、市場の需給、持続可能性等により価格形成されるメカニズム（第45条）を構築し、エネルギーの政府価格（制）等を実施し、価格の異常変動リスクの防止メカニズムを構築する（同条）等の国の方針が示された。このほか、国务院エネルギー主管部門は、石炭、電力等の全国統一的な取引市場の形成を推進し（第42条）、エネルギーパイプライン網の運営企業は、その情報を公開し、企業等に公平にサービスを提供すべきこと（第43条）等とされた。

（5）エネルギーの備蓄及び緊急対応

エネルギー備蓄では、政府備蓄、企業備蓄の併用等を行う（第48条）。国は、エネルギーのモニタリング能力等を高め（第51条）、県級以上の政府は、緊急対応の訓練等を定期的に行い（第52条）、国务院エネルギー主管部門は、全国の緊急対応計画を策定する（第53条）。供給の重大な欠乏等が生じた場合、関係政府は、緊急即応¹⁰措置を発動するものとし、関係製品等の徴用、エネルギー価格への介入、備蓄の放出等の処置を行うことができる（第54条）。

⁸ 全国総合エネルギー計画、全国分野別エネルギー計画、（省級行政区を横断する）区域エネルギー計画及び省級のエネルギー計画から成る。

⁹ 再エネによる電力の生産、消費を認定する証明書。「国家能源局关于印发《可再生能源绿色电力证书核发和交易规则》的通知」『中华人民共和国国务院公报』2024年28号，2024.10. <https://www.gov.cn/gongbao/2024/issue_11626/202410/content_6978630.html>

¹⁰ 中国語原文「应急响应」。突発事件対応法第71条、第72条等に関係規定がある。